

広島県告示第六百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十二年七月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県福山市千田町、向陽町、久松台、木之庄町、北本庄、北吉津町地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千田町二（三六六一―五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	千田町二（三六六一―五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千田町二（三六六一―六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	千田町二（三六六一―六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千田町二（三六六一―七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	千田町二（三六六一―七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千田町二（三六六一―八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	千田町二（三六六一―八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久松台二（三六六一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	久松台二（三六六一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久松台二（三六六一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	久松台二（三六六一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久松台二（三六六一―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	久松台二（三六六一―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久松台二（三六六一―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	久松台二（三六六一―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項

久松台二(三六六一―九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	久松台二(三六六一―九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久松台二(三六六一―九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	久松台二(三六六一―九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久松台三(五三九八―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	久松台三(五三九八―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久松台(五四五九―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	久松台(五四五九―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北本庄(五四五九―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北本庄(五四五九―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北本庄四(三六五六―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北本庄四(三六五六―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北本庄四(三六五六―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北本庄四(三六五六―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北本庄四(三六五六―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北本庄四(三六五六―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北本庄四丁目(三六六〇―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北本庄四丁目(三六六〇―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北本庄四丁目(三六六〇―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北本庄四丁目(三六六〇―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北本庄四丁目(三六六〇―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北本庄四丁目(三六六〇―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北本庄(二〇五七)、北本庄五丁目(三六五九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北本庄(二〇五七)、北本庄五丁目(三六五九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池尻(三四五九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	池尻(三四五九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大谷(三四五八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大谷(三四五八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大谷(三四五八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大谷(三四五八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大谷(三四五八―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大谷(三四五八―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大谷(三四五八―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大谷(三四五八―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

木之庄三(五三九八―九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	木之庄三(五三九八―九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木之庄三(五三九八―一〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	木之庄三(五三九八―一〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木之庄三(五三九八―一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	木之庄三(五三九八―一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北吉津(五三九八―一二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北吉津(五三九八―一二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北吉津(五三九八―一三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北吉津(五三九八―一三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂田(八一六〇)	土石流	次の図のとおり			
久松台(八一六〇隣a)	土石流	次の図のとおり	久松台(八一六〇隣a)	土石流	次の図のとおり
北本庄(八一六〇隣b)	土石流	次の図のとおり	北本庄(八一六〇隣b)	土石流	次の図のとおり
北本庄川(八一六一)	土石流	次の図のとおり	北本庄川(八一六一)	土石流	次の図のとおり
北本庄川(八一六一隣)	土石流	次の図のとおり	北本庄川(八一六一隣)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。